

## 統一早期凍結システム (URS) 規則

2013 年 6 月 28 日 発効

これらの規則はすべての **URS** 手続きに対して有効です。

ICANN の Web サイトに掲載してあるとおり、URS 手続きは、規則およびこの手続きを管理しているプロバイダの補則に準拠するものとします。プロバイダの補則が規則と矛盾する限りにおいては、規則が優先します。

### 1. 定義

規則で使われる用語の定義を以下に示します。

**営業日:** プロバイダが補則で定義する営業日を意味します。

**暦日:** 期限や期日を確定するために数えられる、週末および祝日を含むすべての日を意味します。プロバイダ補則ではこの用語がさらに詳細に定義されます。

**申立人:** ドメイン名の登録に関する URS 申し立てを起こす当事者を意味します。

**裁定:** URS 手続きの書面による結果を意味します。裁定は、不履行があった時点、回答の後、不服申し立ての後で行われ、それぞれ不履行裁定、最終裁定、不服申し立て裁定と呼ばれます。

**監査法人:** 裁定を下すようプロバイダが指名する個人を意味します。

**ICANN:** Internet Corporation for Assigned Names and Numbers の略です。

**合意管轄:** 以下の (a) と (b) のいずれかの場所における裁判管轄を意味します。(a) レジストラの主たる事務所の所在地。(b) レジストラの Whois データベース (プロバイダへの申立書提出時にドメイン名の登録状況を参照するために使用) 内にあるドメイン名所有者の住所地。

**新 gTLD:** 2013 年 1 月 1 日以降にルートに導入された総称的なトップレベルドメイン。

**プロバイダ:** URS の事例を扱うために ICANN が承認した紛争解決サービス プロバイダを意味します。プロバイダの一覧は <http://newgtlds.icann.org/en/applicants/urs> で確認できます。

**レジストリ運用者:**紛争中のドメイン名が登録されたトップレベルドメインの操作に責任を持つ事業者を意味します。

**レジストラ:**URS 申し立ての対象となっているドメイン名が相手方によって登録してある組織を意味します。

**レジストラント:**ドメイン名の所有者を意味します。

**相手方:**提起された URS 申し立ての対象となっている、登録済みドメイン名の所有者を意味します。

**補則:**規則を補完するために、URS 紛争解決手続きを行うプロバイダが採用した規則を意味します。

補則は、URS テキストまたは規則と矛盾しないものとします。

また、この補則では、料金、語数やページ数の制限とそのガイドライン、ファイルサイズとフォーマット形式、プロバイダや監査法人との連絡手段、および表紙の様式などを定めるものとします。

**URS 手続き:**統一早期凍結システム手続き (<ハイパーリンク> 参照) を指し、これらの規則およびプロバイダの補則によって強化および説明されています。

## 2. 連絡

(a) 申立書 (付属書類を含む) を電子的に相手方へ送信するときは、プロバイダの責任において、合理的に利用可能な手段を使用して実際に申立書を相手方に通知するものとします。実際に申立書を通知する場合、または通知に以下の手段を講じる場合に、この責任を果たしたことになります。

(i) Whois データベースのドメイン名登録データ内にある、登録ドメイン名の所有者、技術担当者、および管理担当者のすべての電子メールアドレス、郵送先およびファックス番号、

および申立人によって提供される相手方の電子メールアドレスに申し立ての通知を送付する。および、

(ii) 上記 (i) の電子メールアドレスに電子メールを使用して、またはユーザーがアカウント作成を必要とするオンラインプラットフォームに電子メールリンクを使用して、付属書類を含む申し立てを電子的な方法で提供する。

(b) **規則 2(a)** を除き、規則に基づく、申立人または相手方へのすべての書面連絡は、インターネットを利用して電子的に(送信記録が利用可能)行うものとします。

(c) プロバイダまたは監査法人へのすべての連絡は、プロバイダの補則で規定する手段および方法(該当する場合、コピー部数を含む)で行うものとします。

(d) 連絡には、**規則 9** で規定する言語を使用するものとします。

(e) 両当事者は、プロバイダ、レジストリ運用者およびレジストラに通知することで連絡先の詳細を更新できます。

(f) 規則に別段の定めまたは監査法人による別段の決定がある場合を除き、規則に規定されているすべての連絡は、以下の日に実行済みであるものとします。

(i) インターネット利用の場合は、メッセージの発信日(ただし、発信日が検証可能または適切であること)。

(ii) ファックス送信の場合は、発信記録に記載されている日付。

(iii) 郵便または宅配便の場合は、受取証に記載されている日付。

(g) 規則に基づき算出される、連絡発生時から開始となるすべての期間は、規則に別段の定めがある場合を除き、**規則 2(f)** に従って連絡されたと見なされる最も早い日付から起算されるものとします。

(h) **規則 2(a)** に定義される申し立ての通知の後の連絡については以下のように行われます。

- (i) 監査法人がプロバイダを通じていずれかの当事者へ連絡する場合、プロバイダが連絡のコピーをもう一方の当事者に送付します。
  - (ii) プロバイダからいずれかの当事者へ連絡する場合、連絡のコピーをもう一方の当事者に送付します。
  - (iii) 場合によっては、いずれかの当事者は、連絡のコピーをもう一方の当事者、プロバイダに送付し、プロバイダが監査法人に送付します。
- (i) 送付側の責任として、送付の事実および状況の記録を保持するものとします。この記録は、関係する当事者による調査および報告目的で利用されます。これには、**規則 2(a)(i)** に基づき、相手方への申し立ての通知を郵便とファックスのいずれか、または両方の手段で送付したプロバイダが含まれます。
- (j) 万一、連絡を送付した当事者が不達通知を受け取った場合、その当事者は、その状況を直ちにプロバイダに知らせるものとします。連絡および応答に関する、それ以降の手続きは、プロバイダの指示に従うものとします。

### 3. 申立書

- (a) いかなる個人または組織も、URS 手続き、これらの規則、および手続きを管理するプロバイダの承認済みの補則に従って申立書を提出することで、URS 手続きを提起することができます。
- (b) 付属書類を含む申立書はプロバイダの用意する電子的形態で提出するものとします。また、
- (i) 申し立てをその決定のために提出するには URS 手続き、これらの規則およびプロバイダの補則に従うことを要求します。

(ii) 申立人および**URS** 手続きを行う権限がある代理人の氏名、担当者、住所、電子メールアドレス、電話番号、およびファックス番号を記入します。

(iii) **Whois** 記録にある相手方の氏名および連絡先に関するその他すべての情報、および相手方または相手方の代理人への連絡方法に関して申立人が知っているすべての情報を記入します。この情報には、申し立てに関する事前の交渉に基づく連絡先情報が必要で、その情報は、**規則 2(a)** で規定する申立書をプロバイダが相手方に通知できるよう、詳細でなければなりません。

(iv) 申し立ての対象となるドメイン名を指定します。申立人は、現在利用可能な **Whois** 情報のコピー、ならびに申し立ての対象となる各ドメイン名に関連する **Web** サイト コンテンツの権利侵害部分についてのコピー (入手可能な場合) を含めるものとします。

(v) 申立書の根拠となる商標またはサービスマークを指定し、マークが使われている商品またはサービスを記述します。これには使用の証拠 (商用での現在の使用の宣言および実例) が含まれ、直接、または **Trademark Clearinghouse** からの関連する **SMD (Signed Mark Data)** を含めることによって提出されます。

(vi) 申立人が主張するどの **URS** 手続きの要素 (**URS 1.2.6**) が相手方のドメイン名の使用によって侵害されているかを特定します。これは、プロバイダの申し立てフォームで提供されるリストから適用される **URS** 手続きの **1.2.6** 項から要素を選択することで行われます。

(vii) 個別の自由形式のテキストボックスにオプションで入力された **500** 文字以下の説明文。

(viii) 申し立ての対象となっているドメイン名に関連する、これまでに開始または終了した他の法的手続きを特定します。

(ix) URS 手続きにおける裁定に不服がある場合に、申立人は、指定した少なくとも 1 つの合意管轄内にある管轄裁判所に提訴することを記述します。

(x) 次の報告への同意により結論付けます。

「申立人は、ドメイン名の登録、紛争、または紛争解決に関する要求と救済事項がドメイン名所有者だけを対象とするものであることに同意します。また、(a) プロバイダおよび監査法人(故意の不法行為を除く)、(b) レジストラ、(c) レジストリ運用者、および (d) ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)、ICANN の理事、役職者、従業員、およびエージェントに対する、一切の要求と救済事項を放棄することに同意します。

申立人は、この申立書に記載されている情報が申立人の知る限り完全で正確であること、この申立書が嫌がらせのような、いかなる不正な目的でも提示されていないこと、この申立書で主張していることは規則および適用される法律に基づき正当であること、およびこの申立書は誠実で合理的な主張により存在または展開され得るものであることを保証します」

(c) 同じドメイン名所有者が複数のドメイン名を登録している場合、この申立書は 1 つ以上のドメイン名に適用できます。

(d) 申立書には、プロバイダの補則で規定されている提出料金が伴います。料金を提出後 1 営業日以内に支払わない場合、プロバイダの所在地において決定されるとおり、申し立ては自動的に却下されるものとします。

(e) 申立人が不正な申し立ての割り当てを超過したことがプロバイダによるリポジトリのチェック (規則 17 を参照) によって判明した場合、申し立ては受理されません。

(f) URS の申し立ては新 gTLD に登録されたドメイン名に対してのみ提出することができます。

(g) URS の申し立ては、オープンでアクティブな URS または UDRP の事例の一部であるドメイン名に対しては提出することができません。

(h) プロバイダの補則は、ドメイン名がプライバシー/プロキシサービスに登録されている場合に相手方をどのように特定するかを指定します。

#### 4. 申し立ての通知およびドメインのロック

(a) プロバイダは、レジストリ運用者への通知に申し立てのコピーを含めるものとします。

(b) 相手方への申し立ての通知は英語で送信され、申し立てを提出するときに Whois 記録にリストされた国によって決定されるとおり、プロバイダによってレジストラントの国または地域の主要言語に翻訳されます。

(c) 申し立ての通知の電子コピーは、電子メール、またはユーザーがアカウント作成を必要とするオンラインプラットフォームへの電子メールリンクを使用して提供することができます。

## 5. 答弁書

(a) 答弁書は次の条件を満たすものとします。

(i) 相手方および **URS** 手続きを行う権限がある代理人の氏名、住所、電子メール アドレス、電話番号、およびファックス番号を記入します。

(ii) 特に、申し立ての根拠となるそれぞれの理由に回答し、申立人の主張に反する弁明を含めます。

(iii) 相手方は、**URS** 手続きの **パラグラフ 11.2** および/または **パラグラフ 11.3** の文に従い、申し立てが手続きの乱用によるものであるという結論を要求する場合があります。

(iv) 申し立ての対象となっているドメイン名に関連する、これまでに開始または終了した他の法的手続きを特定します。

(v) 以下に示す、相手方または権限のある代理人の署名 (電子様式を問わず) 付きの報告で、結論付けます。

「相手方は、紛争、または紛争解決に関する要求と救済事項が申立人だけを対象とするものであることに同意します。また、(a) プロバイダおよび監査法人 (故意の不法行為を除く)、(b) レジストラ、(c) レジストリ運用者、および (d) **ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)**、**ICANN** の理事、役職者、従業員、およびエージェントに対する、一切の要求と救済事項を放棄することに同意します。

相手方は、この答弁書に記載されている情報が相手方の知る限り完全で正確であること、この答弁書が嫌がらせのような、いかなる不正な目的でも提示されていないこと、この答弁書で主張していることは規則および適用される法律に基づき正当であること、およびこ

の答弁書は誠実で合理的な主張により存在または展開され得るものであることを保証します」

(vi)相手方が根拠とする、文書による記録または他の証拠のすべてを添付します。

(b) 相手方から要求がある場合は、プロバイダは、例外的に答弁書の提出期限を延長できます。提出期限は、プロバイダが必要であると認めれば、両当事者間で合意した書面での規定によっても延長できます。時間延長の要請はプロバイダの補則に準ずるものとします。

(c) 相手方による正当な救済のための主張は、申立人が不正な申し立てを提出したという陳述を除いて認められません。

(d) プロバイダによる答弁書の遵守チェックは、少なくとも次の内容で構成されるものとします。(1) 答弁書がその事例の規則の下で受け入れ可能な言語で提出されたことの確認。および (2) 必要な料金が支払われたことの確認。

(e) 答弁書には回答料金または再検査の料金が伴います (関連するケースで適切と判断された額)。必要な料金を 1 営業日以内に支払わない場合、答弁書は検討されず、事例は不履行として処理されます。

(f) 答弁書が料金の未払い以外の理由で準拠していないと判断された場合、監査法人は、答弁書の不備から合理的な推論を行うことができます。

(g) 相手方が答弁書を提出しない場合、特別な事情がない限り、申し立ては不履行裁定に進むものとします。

(h) プロバイダは通常、ドメイン名登録の有効期限が切れた後、遅れて答弁書が提出されることを受け入れません (遅れた答弁書期間の終了日前に提出されたとしても)。プロバイダは、その補則において、この規則に対する正当な例外を定義することができます。

## 6. 監査法人

(a) 各プロバイダは、一般に入手可能な監査法人の名前とその資格についての一覧を、維持および公開するものとします。

(b) 監査法人は公平かつ中立であるものとし、指名を受ける前に、監査法人の公平性または中立性に疑念を生じさせる事情があれば、プロバイダに公表するものとします。URS 手続きのある段階で、監査法人の公平性または中立性に疑念を生じさせる新たな事情が発生した場合、監査法人は、この事情を直ちにプロバイダに開示するものとします。このような場合、プロバイダは、代替りの監査法人を指名する裁量を有するものとします。

## 7. 当事者と監査法人との連絡

当事者またはその代理人は、監査法人に一方向的に連絡を取ることはできません。いずれかの当事者が監査法人またはプロバイダと連絡を取る場合は必ず、プロバイダの補則に規定されている方法でプロバイダへ連絡するものとします。

## 8. 監査法人の権限

(a) 監査法人は、URS 手続きおよびこれらの規則に従って、適切と思われる方法で URS 手続きを実行するものとします。

(b) いずれの場合も、監査法人は、当事者を実現可能な範囲で同等に扱われることを保証するものとします。

(c) 監査法人は、証拠の許容性、関連性、具体性、および重要性を決定するものとします。

(d) 1 つ以上のドメイン名がプライベートまたはプロキシサービスに登録されている場合、または申し立てが提出された後で名目上のレジストラントが変更された場合、相手方が十分に関連しているかどうかを判断し、無関係なドメイン名に関して申し立てを却下するのは、監査法人の独自の判断によるものとします。監査法人は、申立人および/または相手方によって提出された情報に基づいて結論を出すことができます。

## 9. 手続言語

URS 手続きの **パラグラフ 4.2** は、送信される申し立ての通知の言語を規定します。

- (a) 申し立ては英語で提出するものとします。
- (b) 答弁書は、英語または申し立ての通知に使用された言語の 1 つで提供することができます。
- (c) 任命された監査法人は英語および答弁書の言語に堪能であるものとし、裁定の記述に使用する言語はその独自の裁量で決定します。
- (d) 答弁書がない場合、裁定の言語は英語になるものとします。
- (e) プロバイダは申し立ての通知以外の文書を翻訳する責任を負いません。

## 10. 陳述の追加

早急な手続きを実現するため、監査法人はどの当事者からもさらなる陳述または文書を要求しないことがあります。

## 11. 対面審問

(電話会議、テレビ会議、Web 会議を含め) 対面審問は行われません。

## 12. 義務の不履行

- (a) 14 日の回答期間 (延長期間が認められていればその期間) が経過した時点で相手方が答弁書を提出していない場合、申し立ては不履行に移ります。不履行の場合、プロバイダは監査法人を任命し、完全で適切な証拠を含む一応の証拠のある事例であるかについて、申し立てを審査させます。
- (b) 事例が不履行になると、プロバイダはレジストリ運用者に対して、レジストラントがサイトで見つかったコンテンツの変更を禁じられたこと、およびレジストラントが Whois 情報を変更することを禁じられたことを通知します。URS 手続きの **パラグラフ 6.2** を参照してください。
- (c) 監査法人は書面による不履行裁定を準備するものとします。

(d) 申立人が申し立てに記載のいずれかのドメイン名について、URS 手続きの **パラグラフ 1.2.6** に従って一応の証拠のある事例を作成したと監査法人が結論付けた場合、監査法人が追加を要求する追加の書面による推論を含め、不履行裁定にはその旨が記載されます。監査法人は、一応の証拠のある事例が確立されたドメイン名の停を凍結するものとします。

(e) 申立人が申し立てに記載のいずれかのドメイン名について、URS 手続きの **パラグラフ 1.2.6** に従って一応の証拠のある事例を作成しなかったと監査法人が結論付けた場合、監査法人が追加を要求する追加の書面による推論を含め、不履行裁定にはその旨が記載されます。プロバイダは、一応の証拠のある事例が欠けているドメイン名に関して申し立てを却下するものとします。

(f) 不履行裁定から 6 ヶ月以内 (あるいは URS 手続きの **パラグラフ 6.4** で延長期間が認められていればその期間以内) に答弁書が提出されると、プロバイダはレジストリ運用者に通知するものとします。レジストリ運用者はネームサーバーを変更し、ドメイン名ができるだけ速やかにドメイン名の関連する IP アドレスに解決されるようにしますが、ドメイン名は答弁書が不履行前に適切なタイミングで提出された場合と同じようにロックされたままになります。

(g) これらの規則、URS 手続き、またはプロバイダの補則から要請された対応や要件を当事者が遵守しない場合でも、特別な事情がなければ、監査法人はそこから最適と思われる判断を導き出すものとします。

### 13. 監査法人の裁定

(a) 監査法人は、URS 手続き、これらの規則、および監査法人によって適用可能であると考えられる法律の規則および原則に従って申し立ての裁定 (不履行、最終、または不服申し立て) を下すものとします。

(b) 監査法人は文書により裁定を下し、その文書には、裁定の理由、裁定日、監査法人の氏名を記載するものとします。

(c) 監査法人の裁定は、プロバイダの補則に規定されている、字数制

限のガイドラインに通常従うものとし、紛争の内容が URS プロバイダの範囲ではないとの結論に達した場合、監査法人はその旨を記載するものとし、

(d) 申し立ての内容を検討した結果、その申し立てが、悪意によるもの、またはドメイン名所有者に対して嫌がらせをするものだと気付いた場合、監査法人は、その申し立ては悪意によるものであり、URS 手続きの悪用に相当するものだとすることを裁定の中で公表するものとし、

## 14. 救済策

(a) 監査法人の前に URS の手続きに準じて申立人が利用できる唯一の救済策は、残っている登録期間の間ドメイン名を凍結することによって限定されます。

(b) 申立人が URS 手続きの **パラグラフ 10.3** に従って救済の期間をさらに 1 年間延長したい場合、申立人はこのオプションに関してレジストリ運用者と直接連絡をとるものとし、

## 15. 裁定と公開

(a) プロバイダは、以下の **規則 15 (c)** および **(d)** に従って、裁定および実施の日付を一般にアクセス可能な Web サイトに公開するものとし、URS 手続きの **パラグラフ 9.2** および **9.4** を参照してください。申し立てが不正に行われたという裁定 (**規則 17** を参照) の部分が公開されるものとし、

(b) 裁定が変更されるのは誤植や誤記の訂正の場合のみで、当事者からの実質的な変更の要請には応じないものとし、

(c) 同じ事例の不履行裁定結果を変更する最終裁定は、プロバイダの Web サイト上の不履行裁定を置き換えます。ただし、監査法人が、両方の裁定を掲載するよう判断し、その最終裁定でそのように述べている場合を除きます。

(d) 同じ事例の不履行裁定を支持する最終裁定がプロバイダの Web サイトと一緒に公開される場合があります。または、監

査法人の裁量により、最終裁定が不履行裁定を置きかえる場合があります。

(e) 監査法人またはパネルは、その独自の裁量により、不服申し立て裁定を、不履行裁定または最終裁定(却下または支持)の代わりに、またはそれらと一緒に公開するように要求します。

(f) 同じドメイン名および/または当事者に関連するが、同じ事例の一部ではない裁定は、プロバイダの Web サイトにリンクする必要はありません。

## 16. 和解またはその他の理由による終結

(a) 監査法人の裁定前に両当事者が和解に合意した場合、監査法人は **URS** 手続きを終結するものとします。

(b) 監査法人の裁定前に何らかの理由で **URS** 手続きが不要、または継続が不可能になった場合、監査法人が定めた期間内にいずれかの当事者から正当な理由の異議がなければ、監査法人は手続きを終結するものとします。

## 17. 裁判所による手続きの効果

(a) 申し立ての対象であるドメイン名について、**URS** 手続きの前または期間中に何らかの法的手続きが開始された場合、監査法人は、その **URS** 手続きを一時停止、終結、あるいは続行するかどうかを自身の裁量により決定するものとします。

(b) 申し立ての対象であるドメイン名について、いずれかの当事者が **URS** 手続きの係属中に何らかの法的手続きを開始した場合、その当事者は、その旨を監査法人およびプロバイダに直ちに通知するものとします。上記の **規則 7** を参照してください。

## 18. 不正な申し立て

(a) 監査法人は、自発的に、申し立てが不正であるか、意図的で重大な虚偽を含んでいると結論付ける場合があります。

(b) 相手方はその答弁書の中で、申し立てが **URS** のプロセスの不正使用によるものである、または意図的で重大な虚偽を含んでいると

主張する場合があります。

(c) 監査法人が、不正な申し立てまたは意図的で重大な虚偽について結論を下した場合、不服申し立てパネルに対して結論を正当化する十分な論理的根拠とともに、その結論は裁定の中に記載されるものとしします。

(d) URS 手続きの **パラグラフ 11** に述べる不正使用の事例を登録するプロバイダは、1 営業日以内に、不正使用の事例についての情報を不正使用事例データベースに提出するものとしします。

(e) 不正使用データベースには、すべてのプロバイダが電子的な手段でアクセスできるものとしします。

(f) プロバイダは、申し立てを受け取ると、不正使用事例データベース、および適用可能な URS 手続きの条項に照らして申し立てが許容できるかを検証し、許容できない場合は申し立てを却下します。

## 19. 不服申し立て

(a) プロバイダは、基礎となる手続きの全てのレコードを不服申し立てパネルに提供する責任があります。

(b) 控訴人には、追加費用を支払うことにより、裁定に対する重要な新しい許容できる証拠を導入するための制限付きの権利が許可されます。ただし、その証拠は明らかに申し立ての提出よりも以前に存在している必要があります。

(c) 被控訴人は追加料金が請求されないものとし、プロバイダの補則で特定される期間内に控訴人の追加の陳述に対する返信を提出する権利を保有します。

(d) 相手方が勝利し、ドメイン名がレジストリ運用者の凍結またはロックから解放された場合、プロバイダはレジストリ運用者に対して、不服申し立ての結果に従ってドメイン名を再ロックするように通知しますが、ドメイン名は URS 手続きの **パラグラフ 12.3** に従い解決され続けるものとしします。

(e) 不服申し立ての対象であるドメイン名が、不服申し立ての提出の時点で期限切れになった場合、不服申し立てが URS 手続きの **パ**

ラグラフ 11.8 に従って提出されていないのであれば、救済策がないためにプロバイダは不服申し立てを却下するものとします。

(f) 不服申し立ての救済策は以下に限定されます。

(i) 最終裁定および命じられた救済策の支持。ドメイン名が停止されている場合は、停止されたままになります。ドメイン名がレジストラントの所有である場合、レジストリ運用者は不服申し立て裁定を受領した後、ただちにドメイン名のロックを解除するものとします。

(ii) 最終裁定および命じられた救済策の却下。ドメイン名が停止されている場合、レジストリ運用者はドメイン名のロックを解除し、ドメイン名登録の完全な制御をレジストラントに返すものとします。ドメイン名がレジストラントの所有である場合、レジストリ運用者はただちに **URS** 手続きの **パラグラフ 10.2** の手順に従い、ドメイン名を停止するものとします。

(iii) 申し立てに不正があった、または意図的で重大な虚偽があったという監査法人の結論の却下。不服申し立てパネルは、最終裁定を、不服申し立てパネルが適切だと判断する変更を含む裁定に置き換えます。

(g) 上記以外の、**URS** 不服申し立てに対するプロバイダの補則適用されるものとします。

## 20. 免責

故意の不法行為の場合を除き、規則に基づく **URS** 手続きに関係する、すべての作為または不作為について、プロバイダと監査法人の両者は当事者に対して一切の責任を負わないものとします。

## 21. 改訂

プロバイダへの申立書の提出時に有効だった規則のバージョンが、その結果開始される **URS** 手続きに適用されるものとします。規則は、**ICANN** の書面での承認なしに改訂することはできません。